

独立行政法人森林総合研究所の中期目標

制定：平成23年 3月 2日

変更：平成27年 3月10日

変更：平成27年11月 9日

独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、明治38年に改組創設された農商務省山林局林業試験所を母体とし、森林及び林業に関する総合的な研究等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的として平成13年4月に設立された。その後、平成19年4月に独立行政法人林木育種センターと統合し、森林・林業・木材産業と林木育種に関する研究開発を一体的・効果的に実施する森林・林業分野における我が国最大の総合的な試験研究機関となった。さらに、平成20年4月からは、独立行政法人緑資源機構（以下「機構」という。）の解散に伴い、機構が実施していた水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業並びに緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務（以下「水源林造成事業等」という。）を経過措置として承継することとなり、これらの業務を着実に実施してきたところである。

農林水産省は、今後の我が国の成長戦略の一環を成すものとして、平成21年12月に「森林・林業再生プラン～コンクリート社会から木の社会へ～」（平成21年12月25日農林水産省決定。以下「森林・林業再生プラン」という。）を策定し、森林の多面的機能の確保を図りつつ、人工林資源を積極的に活用し、木材の安定供給体制の確立、雇用の増大を通じた山村の活性化、木材の利用を通じた低炭素社会の構築に取り組んでいくこととした。また、平成22年10月には「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）が施行され、公共建築物における国内で生産された木材等の利用の促進を通じた、林業の持続的かつ健全な発展、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に向けた取組が求められている。

一方、グリーン・イノベーション（環境エネルギー分野革新）を通じて「低炭素社会」を実現していく上でも、森林を整備し、国内で生産される木材を余すところなく循環的に利用するなど地球温暖化防止に対する取組の重要性が益々高まっている。

以上のような森林・林業政策上の優先事項を踏まえ、「森林・林業基本計画」

(平成23年7月26日閣議決定)、「生物多様性国家戦略2012－2020」(平成24年9月28日閣議決定)、「第四期科学技術基本計画」(平成23年8月19日閣議決定)等にも的確に対応しつつ、森林及び林業に関する総合的な試験研究機関である研究所においては、森林・林業の再生と木材利用の推進に資する研究開発を実施することが求められている。

このため、研究所は、森林・林業が直面する諸課題の解決と、国民が期待する社会の実現に貢献すべく、ここに定める新たな中期目標を達成するための取組をより戦略的かつ効率的に実施するため、新たな中期計画を策定し、着実に実施する。

また、水源林造成事業については、「森林・林業再生プラン」の下、持続的な森林経営の推進により適切な森林整備が推進される中で、自助努力等によっては適切な整備が図られない森林について公益的機能の発揮を確保する観点から、針広混交林の造成等を行うとともに、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業並びに緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務を含め、機構解散に伴い承継した事業等の適切かつ着実な実施を図る。

さらに、平成26年4月に成立した「森林国営保険法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第21号)の施行に伴い、平成27年4月からは、森林保険業務が政府から研究所に移管されることとなった。

森林保険は火災、気象災及び噴火災による損害を補償する総合的な保険であり、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネット手段であるとともに、林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の発揮のために必要不可欠なものである。森林保険制度は、昭和12年の発足以来、約80年にわたり政府が運営し、林業経営の安定に貢献を果たしてきたものであり、行政改革・特別会計改革の流れの中で研究所に移管されることを契機として、これまで以上に安定的・効率的な業務運営を行い、成長産業化を目指す林業の経営安定等に引き続き貢献することが求められる。これらを実現するため、移管後最初の中期目標の期間(1年間)においては、円滑な承継を確実に行うとともに、被保険者へのサービスの向上、業務の効率化のために必要な業務運営の見直し及び改善の着実な実施を図る。

第1 中期目標の期間

研究所の中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とする。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 研究開発の推進

研究所は、「森林・林業再生プラン」や公共建築物等木材利用促進法など森林・林業政策上の優先事項を踏まえ、世界の森林の減少・劣化など地球規模の問題に留意し、森林資源の積極的活用と林業・山村の活性化、木材の利用を通じた低炭素社会の構築、森林の有する多面的機能の発揮など、多様な社会ニーズに対応した研究開発を推進するため、森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発に関わる課題、木材及び木質資源の利用促進に関わる課題、森林の多面的機能の発揮に関わる課題、林木の新品種開発と森林生物機能の高度利用に関わる研究課題について重点的に研究開発を行う。

また、研究所は、その独自性を発揮するため、これらの研究開発についての企画・立案機能の強化を図るとともに、当初予測の範囲を超えて研究開発が進展した場合及び緊急に解決すべき課題が発生した場合等においては、迅速に対応する。

(1) 森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発

人工林を中心に充実しつつある我が国の森林資源を十分に活用するには、持続的な森林経営の確立と国産材の安定供給体制の構築により、森林・林業を早急に再生する必要がある。このような状況の下、地域の特性に対応し皆伐や更新と公益的機能の関係を踏まえた森林の管理、施業を集約化し路網整備と高性能林業機械とを組み合わせた低コストで生産性の高い作業体系、効率的な林業経営システムの構築が求められている。

このため、地域に対応した多様な森林管理技術の開発並びに国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発を行う。

(2) 林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発

人工林の資源を有効に活用し木材の自給率を高めるためには、様々な分野における木材利用の拡大を図ることが必要である。このような中で、公共建築物等木材利用促進法の着実な推進と木材の炭素固定能を最大限発揮させる観点から、木材の加工システムの高度化及び住宅・公共建築物等への木材利用の促進を図るとともに、未利用木質資源の需要拡大による木質バイオマスの利活用及びマテリアルからエネルギーまでの多段階利用の推進が求められている。

このため、木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発及び新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発を行う。

(3) 地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森

林の機能発揮に向けた研究

森林は、木材生産機能のほかに地球温暖化の防止、水源の涵養^{かん}、国土の保全、生物多様性の保全など様々な機能を有する。低炭素社会の構築に向けて、森林の吸収源機能の利活用、地球温暖化適応策及び緩和策の提示、熱帯地域を中心とした森林減少・劣化対策に関する技術開発が求められている。また、気候変動に伴い、極端な気象現象が増加しており、水資源の確保や激化する山地災害等への適切な対応が求められている。さらに、生物多様性の保全に向けて、生物多様性評価手法の開発と高度化を進めるとともに、シカなどによる深刻な生物被害を解決し、健全な森林を育成する必要がある。

このため、森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発、気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発並びに森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発を行う。

(4) 林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究

林業の再生や森林の有する多面的機能の持続的な発揮には、林木の優良種苗の早期確保が必要であり、長期間を要する育種の次世代化の促進と多様な新品種の開発が求められている。また、森林の生産性向上、森林資源の有効利用、新需要の創出及び林木育種の高度化に向けて、森林遺伝資源の収集と保存技術、ゲノム情報等の活用や遺伝子組換え技術等生物機能の活用が求められている。

このため、高速育種等による林木の新品種の開発及び森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発を行う。

(5) 研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進

森林・林業・木材産業に関する研究等の基盤となる情報の収集・整備・活用を推進する。

(6) 林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗の生産及び配布

貴重な遺伝資源の滅失を防ぐとともに、林木の新品種の開発やバイオテクノロジー等先端技術の開発に用いるため、林木及びキノコ類等の遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価等を行う。

また、要請に応じて木材・植物の標本を生産し、配布するとともに、森林の有する多面的な機能の持続的な発揮に向けた、森林の適正な整備を推進するための優良種苗の確保として、開発した新品種を都道府県等に配布する。

2 森林保険業務の推進

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、以下の目標を達成しつつ、確実な業務実施を図る。

(1) 被保険者の利便性の確保

森林保険契約の引受けや保険金の支払等について、被保険者の利便性を低下させないよう、必要な人材の確保、業務委託等の業務実施体制の整備を図る。

(2) 加入促進

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに林業経営の安定を図るため、森林保険の加入促進を図る。

(3) 金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のための内部ガバナンスの高度化

ア リスク管理体制の整備

適切に森林保険業務を実施できるよう、リスクを的確に管理するための内部規程を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

イ 内部監査体制の整備

適切に森林保険業務を実施できるよう、業務執行やリスク管理を監視する内部組織を設置する。

ウ 職員の能力向上

適切に森林保険業務を実施できるよう、職員研修の実施方針を整備するとともに、実施方針に基づき適切に実施する。

エ 情報開示

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき、平成27年度以降、森林保険勘定の収支情報等を情報開示する。

(4) 研究開発との連携

研究開発との連携を図り森林保険業務の高度化等の取組を推進する。

3 水源林造成事業等の推進

(1) 水源林造成事業の推進

本事業は、水源林の造成により、水源涵養機能^{かん}の強化、土砂流出・崩壊の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止等の森林の有する公益的機能の持続的発揮に資するものであることから、以下の目標を達成しつつ、確実な事業実施を図る。

ア 事業の重点化の実施

効果的な事業推進の観点から、新規契約については、水源涵養機能^{かん}の強化を図る重要性の高い流域内の箇所に限定する。

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

(ア) 新規契約については、水源涵養機能等の森林の有する公益的機能^{かん}をより持続的かつ高度に発揮させるとともに、コスト削減を図るため、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約に限定する。

また、既契約分については、長伐期等に施業方法を見直す等により、事業実施手法の高度化を図る。

(イ) 事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果（事業の継続、変更又は中止）については、確実かつ早期に事業実施に反映させる。

(ウ) 地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、間伐材を含む木材の有効利用を推進する。

(エ) 研究開発との連携を図りつつ森林整備に係る技術の高度化等の取組を推進する。

(2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の実施

特定中山間保全整備事業は、中山間地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を行うことにより、農林業の振興を図るとともに、水源の涵養^{かん}、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止等森林や農用地の有する公益的機能の維持増進を図るものであり、また、農用地総合整備事業は、農用地及び土地改良施設等の整備を総合的かつ集中的に実施することにより、農業の生産性向上と農業構造の改善を図るものであることから、以下の目標を達成しつつ、確実な事業実施を図る。

ア 計画的で的確な事業の実施

(ア) 実施中の区域について、事業実施計画に基づき、着実に事業を実施し、やむを得ない理由がない限り、特定中山間保全整備事業については平成25年度中に、農用地総合整備事業については平成24年度中に、現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。

(イ) 事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果（事業の継続、変更又は中止）については、確実に事業実施に反映させる。

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

事業規模の縮小に対応しつつ、環境の保全への配慮、建設副産物等の有効利用、新技術や新工法の導入等の取組を行う。

(3) 事業実施コストの構造改善

平成20年度に策定された「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、研究所が実施する公共事業について、平成24年度において平成19年度と比較して15%の総合的なコスト構造改善を達成する。

なお、水源林造成事業については、公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底する。

(4) 廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務管理及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施

平成19年度末までに機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の完了区域における負担金等に係る債権債務及びN T T－A資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実に行うとともに、機構の廃止前に着手された林道で地方公共団体への移管が終了していない箇所について、必要な維持、修繕その他の管理を行い、地方公共団体への移管等を推進する。

4 行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化

研究所は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関として、効率的な研究の実施及び成果の利活用の促進のため、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、国、他の研究機関、都道府県、大学、民間等との連携・協力を積極的に行う。

また、地域が限定される研究課題等のうち、公立林業試験研究機関等において実施可能なものについては、地方に委ねることとする。

さらに、緊急対応を含めて行政機関等への技術情報の提供及び専門家の派遣を行う。

5 成果の公表及び普及の促進

(1) 成果の公表及び広報

研究開発の成果は、積極的に国内外の学術雑誌等への論文掲載、学会での発表により公表するとともに、その成果及び活動状況については、マスコミ等へのプレスリリース、研究所の広報誌、ウェブサイト（ホームページ）等を通じて積極的に広報を行う。

また、研究所が創出した成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、更なる研究活動の進展につなげるために、国民との双方向コミュニケーションを積極的に推進する。

(2) 成果の利活用の促進

各種行政的課題の解決や森林・林業・木材産業の現場での活用に役立てるため、成果の利活用を促進する。

また、特許等の知的所有権を適正に管理するとともに、民間等への技術移転活動を活性化し、その利活用の促進を図る。

6 専門分野を生かしたその他の社会貢献

(1) 分析及び鑑定

林業用種子の発芽鑑定等、行政、関係業界等から依頼される各種の分析及び鑑定については、研究所の有する高い専門知識が必要とされるものを実施する。

(2) 講習及び指導

国、都道府県、大学、海外研究機関、民間等に対し、講師の派遣及び研修生の受入れ、技術指導等を行う。

(3) 国際機関、学会等への協力

海外研究機関、国際機関、学会等への研究等に関する専門家の派遣等を行う。

第3 業務運営の効率化に関する事項

1 効率化目標の設定等

(1) 研究開発

人件費を除く運営費交付金予算で行う業務（新規に追加されるもの、拡充等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。

総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）に係る取組を平成23年度も引

き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成２２年１１月１日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。

なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、総人件費改革の削減対象から除くこととする。

- ① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成１８年３月２８日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者並びに若手研究者（平成１７年度末において３７歳以下の研究者をいう。）

(2) 森林保険業務

森林保険業務は、政府が運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、事務費の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、費用対効果を十分検討するなどによりコスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努め、将来的な事務費のスリム化に繋げる。

その際、業務量及びそれに伴う事務費は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意することが必要である。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。

(3) 水源林造成事業等

事務及び事業の見直し、組織の見直し並びに運営の効率化を図るとともに、引き続き事業の廃止に伴う雇用確保対策等を進めることを前提に、中期目標期間の最終事業年度に平成２２年度経費と比較して、①一般管理費については３０％、②人件費（退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については２０％、③事業費については３０％削減する。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を

設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。

総人件費についても、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。

2 資源の効率的利用及び充実・高度化

(1) 組織等

森林・林業政策と社会ニーズに的確に対応した研究成果を創出するため、適宜、機動的な組織の見直しを行う。

調査のフィールドとしている試験林については、研究課題の変更等に併せて、引き続き設置箇所の見直しを行う。

森林保険業務を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するために必要な組織体制を構築する。

森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、縮減・廃止を行う。

また、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所との統合を含め、移転・共用化を検討し、実施する。

さらに、水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。

(2) 保有資産

保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。

研究の重点化に対応した効率的な研究施設・設備等の利用を計画的に進めるとともに、実験林のうち試験調査等の早期終了、別の試験地の確保等、所要の措置を講じたものは、国への返納措置又は売却を検討・実施する。

奈良水源林整備事務所については、(1)の見直しを行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討する。成宗分室及び

職員共同住宅（盛岡市）については、国への返納措置又は売却を行う。いずみ倉庫については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討する。

(3) 職員の資質向上

研究所の業務を的確に推進できる職員を計画的に育成するとともに、その資質の向上を図る。

また、管理部門の職員を各種研修に参加させることにより、高度な専門知識を有する職員の確保を図る。

職員の法令遵守等を推進する。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する。

この場合において、研究開発業務等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。

4 内部統制の充実・強化

「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）のほか、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考に、内部統制の更なる充実・強化を図る。

5 効率的・効果的な評価の実施及び活用

業務の質の向上及び業務運営の効率化を図るため、自己評価等を行い、その結果を業務運営に適切に反映させる。

また、外部専門家・有識者等の協力を仰ぎつつ自ら点検を行うとともに、その評価手法の効率化に努め、評価結果を業務運営に適切に反映させる。

研究職員の業績評価は、自己評価を基本に客観性及び透明性を確保した上で、組織としての実績の向上を図るために行い、その結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。

一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 研究開発

(1) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

運営費交付金を充当して行う業務については、「第3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、効率的に運営を行う。

(2) 自己収入の拡大に向けた取組

研究活動の活性化及び研究成果の質の向上を図るため、積極的に競争的資金、委託プロジェクト等の獲得に努める。業務の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化及び寄附金等による自己収入の確保に努める。

特許の権利維持に当たっては、保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動を活性化し更なる特許収入の拡大を図る。

2 森林保険業務

(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）も踏まえ、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は保険契約者の負担の観点から適切なものとする必要があることを踏まえる。

(2) 保険料収入の増加に向けた取組

森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者への森林保険の加入促進等に取り組む。

3 水源林造成事業等

(1) 長期借入金等の着実な償還

コスト縮減、資金の有効活用等適切な業務運営を行い、事業の収支バランスに係る試算を不断に見直しつつ、長期借入金等を確実に償還する。

(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

効率化目標を踏まえた、中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備に関する事項

長期的な展望に基づき、老朽化対策を含め、業務の実施に必要な施設及び設備について計画的な整備に努める。

2 人事に関する計画

(1) 人員計画

期間中の人事に関する計画を定め、その実現を図る。

(2) 人材の確保

研究職の流動化を図り、一層の成果を挙げる観点から、若手研究者については、選考採用、任期付採用制度を有効に組み合わせ、女性研究者の積極的な採用を図りつつ、中期目標達成に必要な優れた人材を確保する。

森林保険業務の確実な実施、専門性の向上等のため、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。

3 環境対策・安全管理の推進

研究所は、環境に対する影響に十分な配慮を行うとともに、事故及び災害を未然に防止する安全確保体制の整備を行う。さらに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進に積極的に取り組む。

4 情報の公開と保護

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、情報の公開及び個人情報の保護を適切に行う。

また、「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。